

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構における 情報公開に係る開示請求手数料等について

1. 開示請求手数料の納付について

情報システム研究機構情報公開実施規程第8条に定めるとおり。

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくことになっています。

情報・システム研究機構に直接来訪の上、開示請求を申し出られる場合には現金により納付して下さい。なお銀行振込により納付いただくこともできますので、最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口から振込して下さい。なお振込みには別途手数料が必要です。

2. 開示実施の方法について

情報システム研究機構情報公開実施規程第6条、7条および別表に定めるとおり。

3. 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

情報システム研究機構情報公開実施規程第8条及び別表に定めるとおり。

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 基本額200円 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき20円 基本額3000円 手数料は2700円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 手数料は無料

(2) 手数料の減免

情報システム研究機構情報公開実施規程第9条に定めるとおり。

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、請求書を発行しますので、最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口から振込して下さい。なお、振込には別途手数料が必要です。また、法人文書の写しの送付を求める場合、当該郵送料は郵便切手で納付となりますのでご注意ください。なお、機構に直接来所の上、開示の実施方法等を申し出られる場合には、現金によることもできます。この場合、領収書を発行いたします。